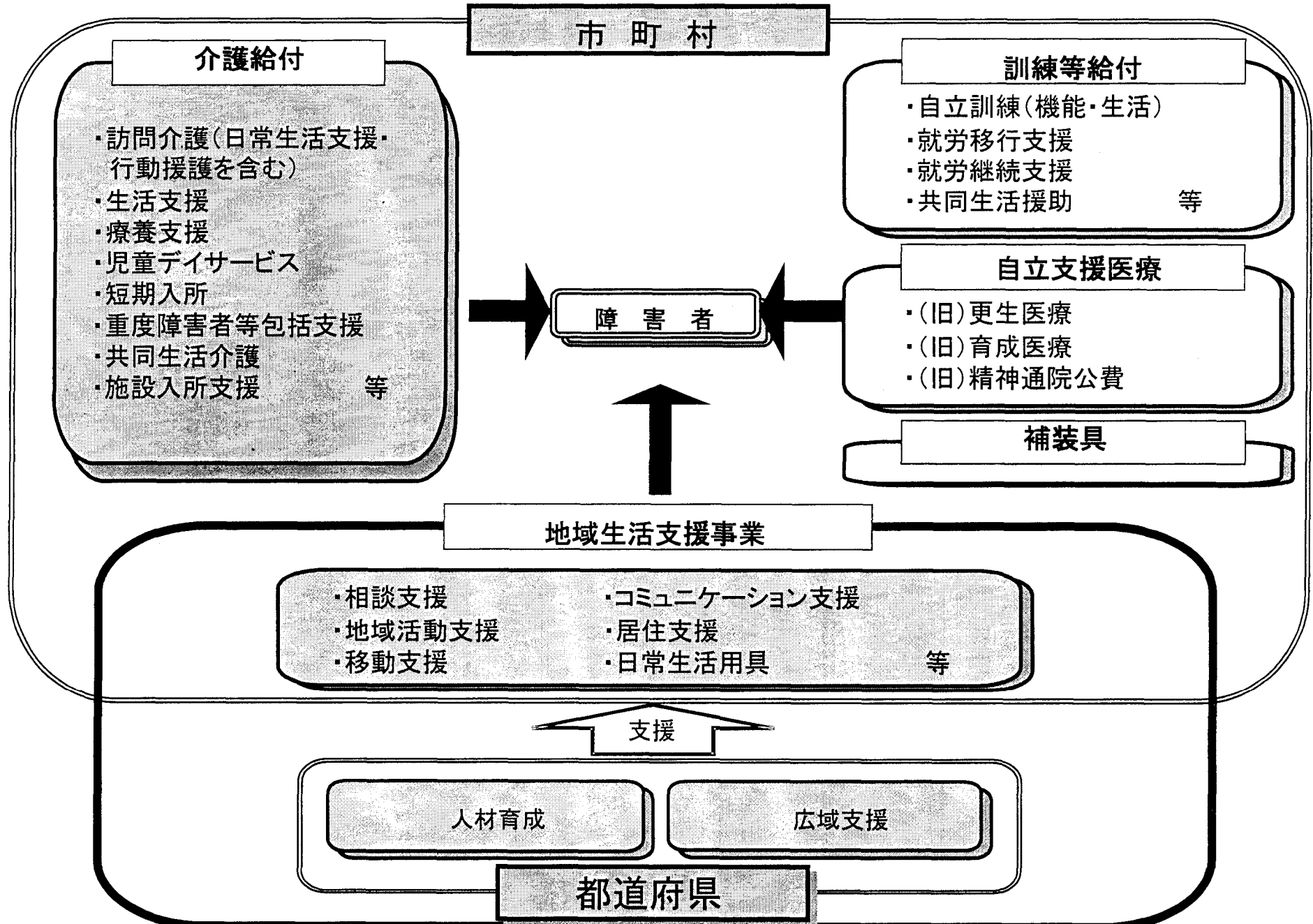
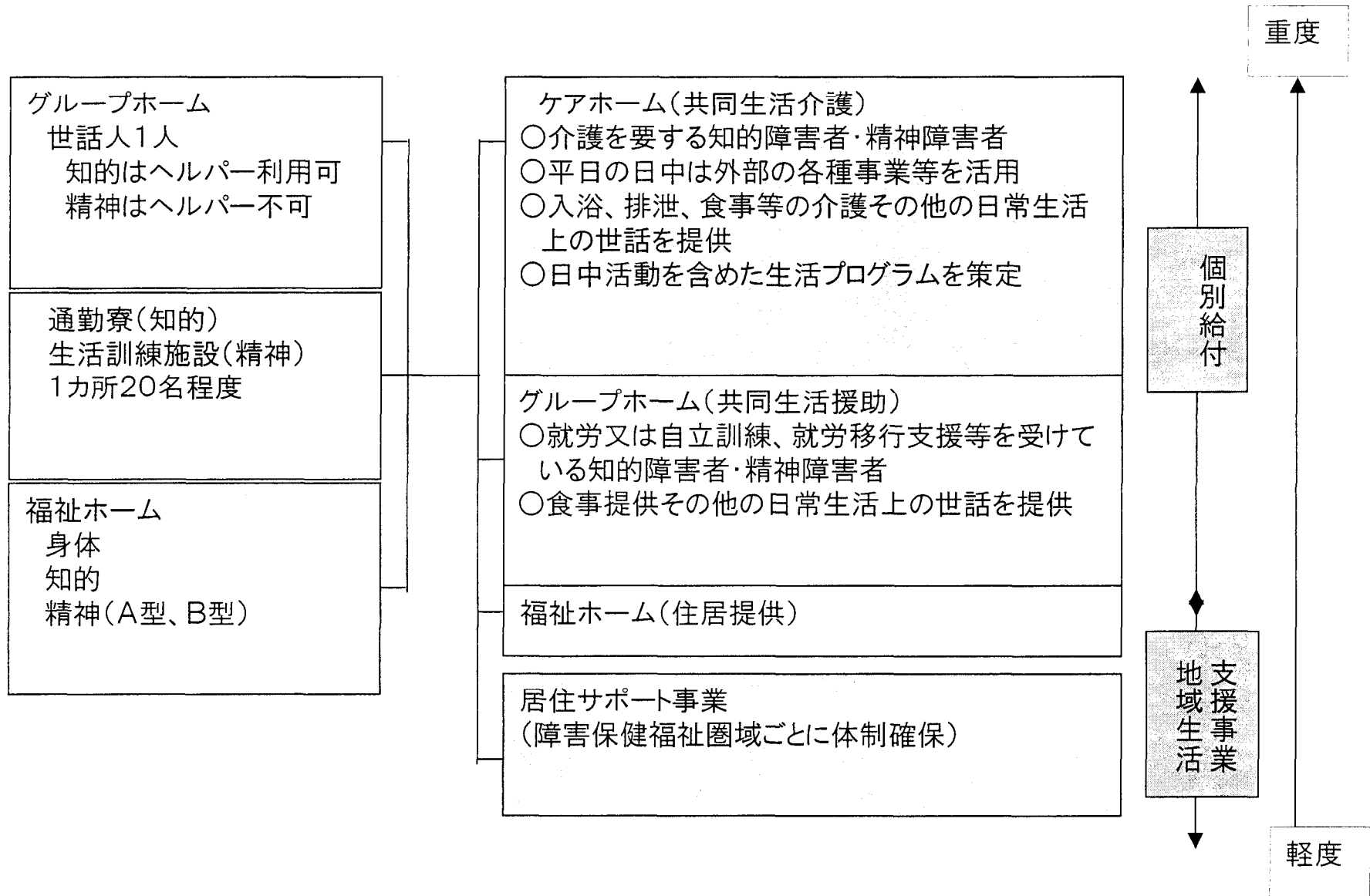


総合的な自立支援システムの構築

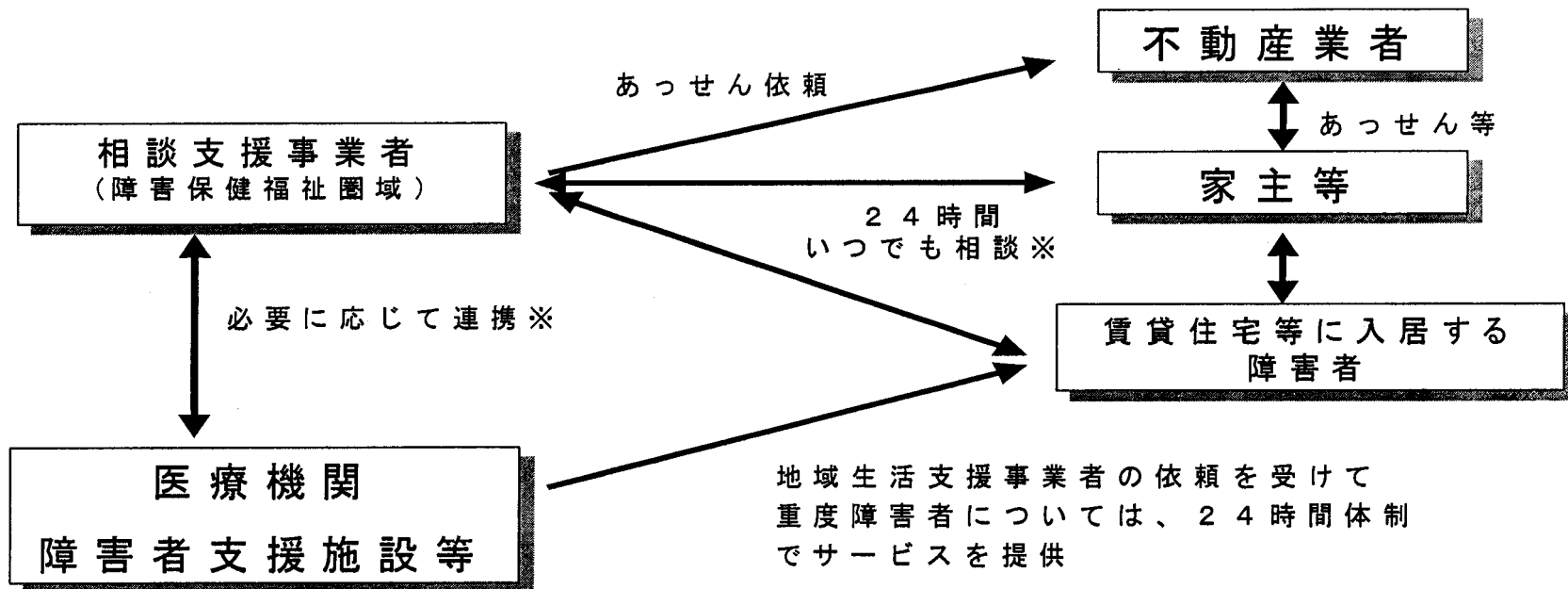


(居住支援サービスの再編)



(居住サポート事業のイメージ)

- ・家主・障害者とも安心して入居できる環境→地域生活の場（住まい）の確保
 - ・障害者の地域生活の支援→施設から在宅への流れの促進
- ※地域支援事業の基本事業と位置づけ、障害保健福祉圏域ごとの相談支援事業者が実施。



(参考:国土交通省等の検討状況)

① 住宅政策改革要綱(平成16年12月6日)

高齢者居住支援センターによる家賃債務保証の対象に障害者を加える。

② 社会資本整備審議会住宅宅地分科会中間とりまとめ(平成16年12月6日)

「公営住宅については、従来から障害者世帯への提供を推進するとともに、障害者が共同生活を営むグループホームへの活用を図ってきたところである。今後、更にこれらの推進を図るとともに、これまで認められてこなかった知的・精神障害者の単身入居についても、地域の居住支援サービスの充実など、地域福祉における支援体制の枠組みづくりと併せて検討を進める必要がある。」

(移動支援サービスの見直し)

〈見直しの視点〉

- 移動支援については、突発的なニーズへの対応や複数の者の移動の同時支援など柔軟性のある支援を行うため、「地域生活支援事業」としてサービスを提供する。
- ただし、移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、個別給付でサービスを提供するものとする。(一定時間継続した利用を想定した単価を設定)

※なお、見直し後の下記類型と別に設けるALS等極めて重度の身体障害者、強度行動障害のある極めて重度の知的障害者、極めて重度の精神障害者に複数のサービスを包括的に提供する「重度障害者包括サービス」には、移動支援を含むものとする。

以下の障害者を対象に、
個別給付によりサービス
を実施

- ・ 身体障害者
(視覚、全身性)
- ・ 知的障害者
- ・ 障害児

※精神障害者については、
サービスを未実施。

見直し

行動援護

自己判断能力が制限されている者が危険等を回避するための援護（移動の場合も可）

※ 自閉症、てんかん等を有する重度の知的障害者(児)又は統合失調症等を有する重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする者

日常生活支援

現行の日常生活支援＋外出時における介護

※ 重度の要介護状態にあつて、かつ、四肢マヒのある身体障害者

移動支援事業

上記以外の移動支援（具体的な支援の範囲は市町村ごとに決定）

※身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者であつて、一定程度以上の障害の状態にある者

障害者介護給付

地域生活支援事業

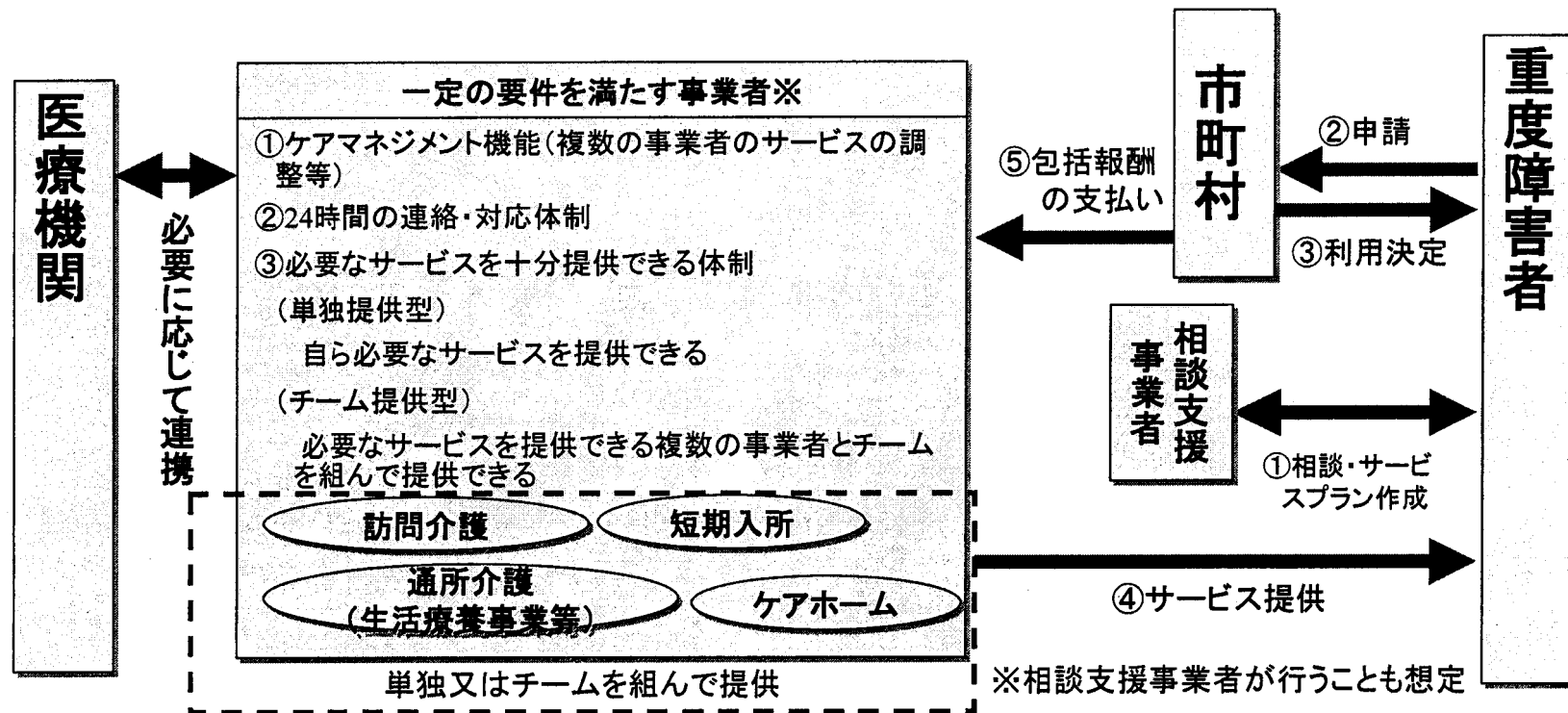
(極めて重度の障害者に対するサービスの確保)

<基本的な考え方>

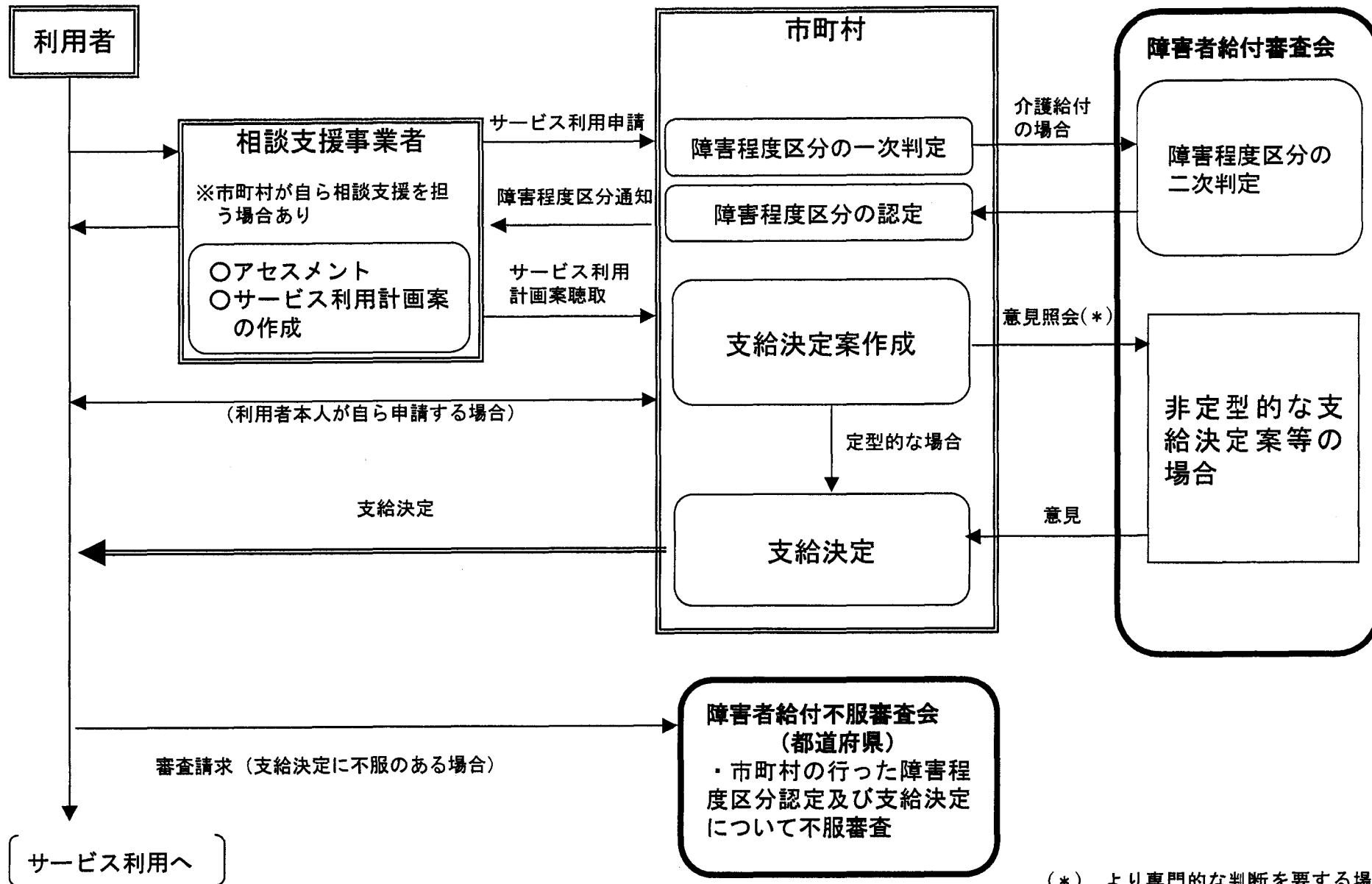
- 一定の要件を満たす者が、自立支援計画に基づき、複数のサービスを適切に確保する仕組み(必要なサービス提供事業者の確保・調整等を利用者が行わなくとも事業者によって行われる仕組み)。
- 緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることなく臨機応変に対応が可能となる。
- サービスの種類等にかかわらず、一定額の報酬を支払う仕組みとし、各種サービスの単価の設定や利用サービスの種類や量を自由に設定できる仕組みとする。

<対象者のイメージ>

- 身体: ALS等の極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者
- 知的: 強度行動障害のある極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者
- 精神: 極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者



介護給付・訓練等給付の利用手続き



(*) より専門的な判断を要する場合には、更生相談所等に意見照会